

一宮市議会委員会条例の一部を改正する条例

一宮市議会委員会条例（昭和 44 年一宮市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 45 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の第 45 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 45 条の規定は、なおその効力を有する。